

法人都民税均等割の免除についてのご案内

特定非営利活動法人（NPO法人）は営利を目的としないため、法人事業税・都民税の申告納付は必要がないと思われがちですが、法人税法に定める収益事業を行わず、法人税が課税されない場合であっても法人都民税（均等割）は課税されます。東京都では都税条例により、収益事業を行わないNPO法人については均等割を免除することとしていますが、この免除の措置を受けるためには、均等割申告書と免除申請書を期限までに提出していただくことが必要です。このパンフレットをご覧いただき、適切な申告手続きにご協力くださいますようお願いいたします。

NPO法人の法人事業税・都民税Q & A

Q1

NPO法人を設立しました。東京都に届出書の提出は必要でしょうか？

A

必要です。

設立の日から15日以内に主たる事務所所在地を所管する都税事務所、都税支所に届け出てください。届出書は各都税事務所、都税支所の窓口に置いてあります。

添付書類は登記簿謄本（写し可）、定款の写しです。

Q2

NPO法人にはどのような場合に法人事業税・都民税がかかるのですか？

A

収益事業を行っていない場合

法人都民税（均等割）が課税されません。ただし、都税では条例による免除措置があります。

収益事業を行っている場合

一般法人と同様に法人事業税・都民税（法人税割・均等割）が課税されます。条例による免除措置はありません。

収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する事業です。



詳しくは、各都税事務所の法人事業税係までお問い合わせください。

このパンフレットはNPO法人用のものです。NPO法人以外の公益法人の場合は取扱いが異なりますので、各都税事務所にご確認ください。

Q 3 収益事業を行っていない N P O 法人です。免除申請について教えてください。

Q 何を行えばよいのですか？

A 「都民税の均等割申告書」及び「都民税(均等割)免除申請書」に決算書、事業報告書等を添付して提出してください。

Q どこへ提出するのですか？

A 主たる事務所所在地を所管する都税事務所、都税支所へ提出してください。

Q いつまでに提出するのですか？

A 毎年 4 月 30 日までに提出してください。提出は毎年必要です。

Q 4 収益事業を行っていない N P O 法人です。免除申請書の提出が遅れた場合はどうなりますか？

A 免除の対象とはなりません。この場合、均等割を納付していただくこととなりますので、期限内に申請するよう、ご注意ください。

Q 5 収益事業を行っていない N P O 法人です。12 月決算なのですが、免除申請は 4 月 30 日までに提出しなければならぬのでしょうか？

A 収益事業を行っていない場合は、「前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間」の均等割を 4 月 30 日までに申告納付することが定められています。N P O 法人の決算期にかかわらず免除申請の提出期限も 4 月 30 日となります。

Q 6 収益事業を行っていない N P O 法人です。均等割額はいくらになりますか？

A 免除申請をしていただく際に、「都民税の均等割申告書」を提出していただきます。均等割額は次のように計算してください。

特別区のみに事務所がある場合

・・・7 万円(年税額)

東京都内の市町村に事務所がある場合 ・・・2 万円(年税額)

上記の他に、事務所が特別区に(の場合はその特別区以外に)ある場合は、1 区につき 5 万円(年税額)が加算されます。

Q 7 収益事業を行っていない N P O 法人です。東京都内の市町村に事務所があるのですが、市町村民税の均等割の免除はありますか？

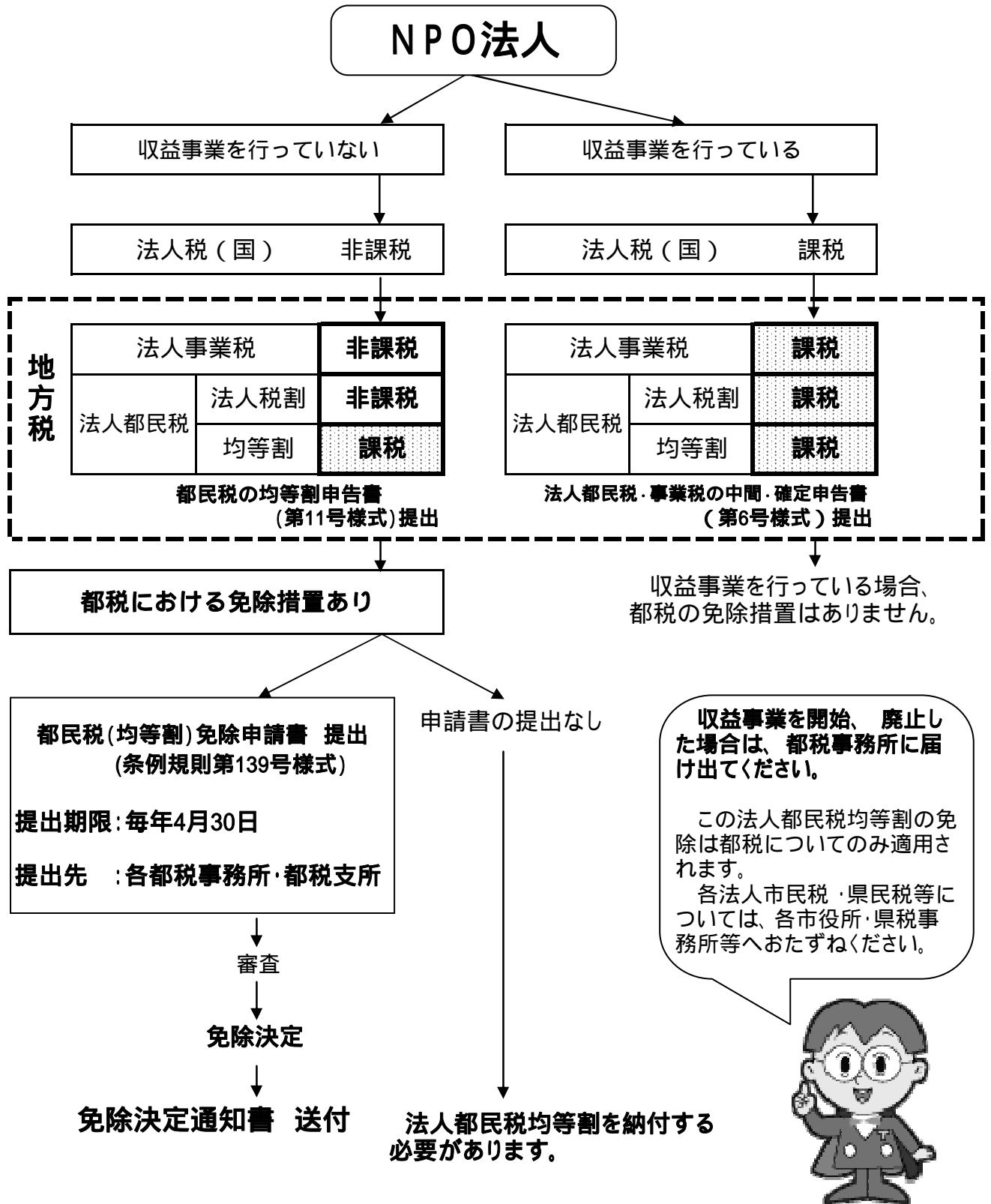
A 市町村民税の均等割の免除については、各市町村が決めることになっています。市役所、町村役場に確認してください。

Q 8 収益事業を行った場合、東京都への手続きはどうなりますか？

A 主たる事務所所在地を所管する都税事務所、都税支所に収益事業を行うことを届け出てください。

また、申告納付が必要ですので、事業年度終了の日から 2 月以内に、法人都民税・事業税の中間・確定申告書(第 6 号様式)を都税事務所、都税支所に提出してください。

NPO法人の申告の概要



根拠条文

	収益事業を行っていない場合	収益事業を行っている場合
設立の届出	都税条例第114条の2、第202条の2	都税条例第26条、第114条の2、第202条の2
確定申告	【法人住民税（均等割）】 地方税法第53条第24項 地方税法第321条の8第24項	【事業税】地方税法第72条の25、28 【法人住民税（法人税割・均等割）】 地方税法53条第1項 地方税法321条の8第1項
免除	都税条例第117条の2、第206条 都税条例施行規則第29条の4	
期間	地方税法第52条第2項第3号 地方税法第312条第3項第3号	地方税法第72条の13